

う丙種化学特別講習についての第一項の規定の適用についても、同様とする。

4 液化石油ガス法第三十八条の四第二項の液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者に対して協会又は指定講習機関が行う第二種販売講習についての第一項の規定の適用については、その者は、講習科目のうち液化石油ガス法に係る法令についての講習を受けたものとみなす。

(協会又は指定講習機関が行う技術検定)
第五条 協会又は指定講習機関は、前条の規定による講習を受けた者に対して、その講習に係る高圧ガスの製造又は販売に必要な保安管理の技術及び高圧ガスの製造に必要な応用化学又は機械工学について技術検定を行わなければならない。

(講習修了証の交付)
第六条 協会又は指定講習機関は、第四条の規定による講習を受け、かつ、前条の規定による技術検定に合格した者に対して、様式第七の講習修了証を交付しなければならない。

(協会又は指定講習機関が行う講習の場所等)
第七条 協会又は指定講習機関が行う法第三十一条第三項の講習の施行の場所及び期日その他当該講習に関し必要な事項は、あらかじめ、官報で告示しなければならない。

(講習課程修了者に対する試験の一部免除)
第八条 法第三十一条第三項の講習の課程を修了した者については、次の表の上欄に掲げる講習の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目を免除する。

講習の種類	製造保安責任者試験又は販売主任者試験
甲種化学特別講習	高圧ガスの製造(冷凍のための製造を除く。以下この項から丙種化学特別講習の項までにおいて同じ。)に必要な化学に関する高度の保安管理の技術及び高圧ガスの製造に必要な高度の応用化学
甲種機械講習	高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理の技術及び高圧ガスの製造に必要な高度の機械工学
乙種化学特別講習	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術及び高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学

乙種機械 高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術及び高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学

丙種化学 高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術並びに高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

第一種冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高圧ガスの製造並びに冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学

第二種冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高圧ガスの製造並びに冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学

第三種冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高圧ガスの製造並びに冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学

第一種高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要となる通常の保安管理の技術

第二種液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術

販売管理の技術

(試験科目等)
第九条 製造保安責任者試験及び販売主任者試験は、筆記による学科試験とし、その試験科目は、次の表の種類の欄に掲げる製造保安責任者免状及び販売主任者免状の種類に応じて、それぞれ同表の試験科目の欄に掲げるものとする。

製造保安責任者免状及び販売主任者免状の種類	製造保安責任者免状及び販売主任者免状に係る凍結の製造(冷高圧ガスの製造)を除く。以下この項から乙種機械責任者免状用化学の項までにおいて同じ。)に必要な化学
甲種化学	高圧ガスの製造(冷高圧ガスの製造)を除く。以下この項から乙種機械責任者免状用化学の項までにおいて同じ。)に必要な化学
甲種機械	高圧ガスの製造(冷高圧ガスの製造)を除く。以下この項から乙種機械責任者免状用化学の項までにおいて同じ。)に必要な化学
乙種化学	高圧ガスの製造(冷高圧ガスの製造)を除く。以下この項から乙種機械責任者免状用化学の項までにおいて同じ。)に必要な化学
乙種機械	高圧ガスの製造(冷高圧ガスの製造)を除く。以下この項から乙種機械責任者免状用化学の項までにおいて同じ。)に必要な化学

関係する高度の保安管理の技術

高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理の技術

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学

石油ガス法に係る法令

丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項の表丙種化学責任者免状の項試験科目の欄に掲げる試験科目に代えて法に係る法令、高圧ガスの製造(冷凍のための製造を除く。以下この項において同じ。)に必要な基礎的な保安管理の技術並びに高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学(以下「特別試験科目」という。)を試験科目とする旨の申請をすることができる。

次の表の上欄に掲げる種類の製造保安責任者試験に合格した者にあつては、同表の下欄に掲げる種類の製造保安責任者試験及び販売主任者試験の試験科目について、その免除を申請することができる。

試験の種類
免除を申請することができる試験科目

一 甲種化学責任者免状及び乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験の試験科目のうち試験に合格した法に係る法令
二 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令を除外した試験科目

二 甲種機械責任者免状及び乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の試験科目のうち試験に合格した法に係る法令
三 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令を除外した試験科目

三 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の試験科目のうち法に係る法令
四 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令を除外した試験科目

三 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の試験科目のうち法に係る法令
四 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令を除外した試験科目

<p>四 乙種機械責 1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者のうち法に係る法令試験に合格した者</p> <p>2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令を除く試験科目</p>	<p>五 丙種化学責任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち製造保安責任者試験の試験科目を除く試験科目</p> <p>六 丙種化学責任者免状及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち製造保安責任者試験の試験科目のうち法に係る法令</p>	<p>4 液化石油ガス法第三十八條の四第二項の液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者にあつては、第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験の試験科目のうち液化石油ガス法に係る法令について、その免除を申請することができる。</p> <p>(受験手続等)</p>	<p>第十條 製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、製造保安責任者試験を受けようとする場合には様式第八の高圧ガス製造保安責任者試験受験願書を経済産業大臣(乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験)については居住地を管轄する都道府県知事に、販売主任者試験を受けようとする場合には様式第九の高圧ガス販売主任者試験受験願書を居住地を管轄する都道府県知事に、それぞれ、提出しなければならない。</p>	<p>2 法第三十一條第三項の規定により製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除される者は、前項の製造保安責任者試験受験願書又は販売主任者試験受験願書にその免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた講習修了証又はその写し(以下この項において「講習修了証等」という。)を添付しなければならない。</p>
--	---	--	--	--

ない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、講習修了証等を添付することが困難であると経済産業大臣が認める場合は、当該事由を勘案して経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事が定めるところにより、当該講習の課程を修了したことを経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事が確認した場合においては、この限りでない。

3 前条第三項の申請をしようとする者は、第一項の製造保安責任者試験受験願書又は販売主任者試験受験願書に同項に規定する製造保安責任者試験に合格したことを証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、法第三十一條の二第一項の規定に基づき協会又は指定試験機関(以下「協会等」という。)がその試験事務を行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、当該協会等が定めるところにより、受験願書を当該協会等に提出しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、協会等がその試験事務を行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験について準用する。この場合において、第二項ただし書中「経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会等」と読み替えるものとする。

(試験を行う場所等)

第十一條 経済産業大臣が行う製造保安責任者試験の施行の場所及び期日並びに製造保安責任者試験受験願書の提出期限その他当該試験に關し必要な事項は、あらかじめ、官報で告示する。

2 都道府県知事が行う製造保安責任者試験及び販売主任者試験の施行の場所及び期日並びに製造保安責任者試験受験願書及び販売主任者試験受験願書の提出期限その他当該試験に關し必要な事項は、あらかじめ、公告しなければならない。

(指定講習機関の指定の申請)

第十二條 法第三十一條第三項の規定により指定講習機関の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 講習の業務を開始しようとする年月日

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 次の事項を記載した書類
 - イ 役員の名簿及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の名簿又は名称
 - ロ 講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備の種類及び数
 - ハ 講師の氏名、略歴及び担当する講習の科目
 - ニ 講習の業務以外の業務を行つてるときは、その業務の種類及び概要
- 第十三條 法第三十一條第三項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行う。
- 一 次のイからハまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第十五條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - ハ その業務を行う役員のうち、イに該当する者がある者
 - ニ 職員(申請に係る講習の業務を行う講師を含む)、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に關する計画が、講習の業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 三 前号の講習の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四 講習の業務以外の業務を行つてるときは、その業務を行うことによつて講習が公正になるおそれのないものであること。
 - 五 その指定をすることによつて、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。
- 第十四條 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第十五條 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により法第三十一條第三項の規定による指定を受けたとき。
- 二 第十三條各号(第一号ロを除く。)に適合しなくなつたとき。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第十六條 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第八條第一号二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託契約の金額
- 二 委託契約代金の支払の時期及び方法
- 三 免状交付事務を受託する法人による経済産業大臣又は都道府県知事への報告に關する事項

(免状交付事務に係る公示)

第十七條 令第八條第二号の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

- 一 委託に係る免状交付事務の内容
- 二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

附則

1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前に高圧ガス取締法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「旧規則」という。)の規定により高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)が行なう講習の過程を修了した者(次項に規定する者を除く。)の第五條の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に通商産業大臣の承認を受けたところに従い協会が行なう講習の過程を修了した者は、旧規則の規定にかかわらず第五條の規定により試験科目の免除を申請することができる。

4 この省令の施行前に旧規則に規定する第一種販売主任者免状にかかる販売主任者試験に合格した者は、この省令に規定する第一種販売主任者免状および第二種販売主任者免状にかかる販売主任者試験に合格したものとみなす。

5 この省令の施行前に旧規則に規定する第二種販売主任者免状にかかる販売主任者試験に合格

した者は、この省令に規定する第一種販売主任者免状または第二種販売主任者免状にかゝる販売主任者試験に合格したものとみなす。

附 則 (昭和四三年四月一五日通商産業省令第四一号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一日通商産業省令第六五号)

1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。ただし、高圧ガス作業主任者および高圧ガス販売主任者試験規則第一条および第六条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 高圧ガス作業主任者試験および高圧ガス販売主任者試験規則第六条の改正規定の施行の際現に甲種化学主任者免状、乙種化学主任者免状、甲種機械主任者免状および乙種機械主任者免状にかゝる高圧ガス作業主任者試験に合格している者については、同条の改正規定の施行の日から十月間は、同条第二項の適用に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五〇年八月一日通商産業省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年二月一九日通商産業省令第八号)

1 この省令は、昭和五十一年二月二十二日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(以下「旧規則」という。)の規定により高圧ガス保安協会が行う講習の課程を修了した者について、の改正後の高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(以下「新規則」という。)第五条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に旧規則の規定により丙種化学責任者免状に係る高圧ガス製造保安責任者試験に合格した者については、新規則第六条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年六月八日通商産業省令第二九号)

この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一五日通商産業省令第三七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第三の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から前項ただし書に定める日までの間は、改正後の第七条第一項中「高圧ガス製造保安責任者試験受験願書」とあるのは「高圧ガス製造保安責任者試験受験願書に写真(手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。以下この項において同じ。)を添えて」と、「高圧ガス販売主任者試験受験願書」とあるのは「高圧ガス販売主任者試験受験願書に写真を添えて」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四八号)

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月二五日通商産業省令第七一号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二一日通商産業省令第一八号)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された製造保安責任者免状の様式については、改正後の第二条第一項の様式にかかわらず、なお従前の例による。この省令の施行前に交付された販売主任者免状の様式については、改正後の第二条第四項の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月二五日通商産業省令第一六号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月一日通商産業省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日経済産業省令第三五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一日経済産業省令第八二号)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1(第2条関係)

製造者の心構

- 常に公正な取扱いを旨とし、製造に關する秘密に漏れぬこと。
- 製造に關する秘密に關して職務を行うときは、必ず秘密保持義務を履行すること。
- 業務委託先に対し、公正な取扱いを旨とし、職務に關する秘密を保持すること。
- 業務委託先に対し、公正な取扱いを旨とし、職務に關する秘密を保持すること。
- 業務委託先が製造現場を訪問したとき、写真撮影を許さぬこと。

氏名
住所
資格取得の経緯

製造者の心構

- 常に公正な取扱いを旨とし、製造に關する秘密に漏れぬこと。
- 製造に關する秘密に關して職務を行うときは、必ず秘密保持義務を履行すること。
- 業務委託先に対し、公正な取扱いを旨とし、職務に關する秘密を保持すること。
- 業務委託先に対し、公正な取扱いを旨とし、職務に關する秘密を保持すること。
- 業務委託先が製造現場を訪問したとき、写真撮影を許さぬこと。

氏名
住所
資格取得の経緯

備考 1 表紙は、黒色の紙、シザー又はビーム製とし、文字は金色又は黒文字とする。
2 用紙は、併用とする。

様式第2 (第2条関係)

様式第2 (第2条関係)

高圧ガス製造施設安葬 任者免状交付申請書	× 撤回 番号	年 月 日
	× 受理 番号	
	× 交付 番号	
姓 名	所	
氏 名 及 び 生 年 月 日		
交付を受けようとする 製造施設安葬任者免状の 種 類		
交付した試験の受験年月日		

年 月 日 氏 名
経済産業大臣 殿
(郵便物告知書)

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は記載しないこと。

様式第3 (第2条関係)

様式第3 (第2条関係)

高圧ガス製造施設安葬任者 免状再交付申請書	× 撤回 番号	年 月 日
	× 受理 番号	
	× 交付 番号	
姓 名	所	
氏 名 及 び 生 年 月 日		
製造施設安葬任者免状の 種 類 及 び 式 の 番 号		
理 由		

年 月 日 氏 名
経済産業大臣 殿
(郵便物告知書)

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は記載しないこと。

様式第4 (第2条関係) (表紙)

様式第4 (第2条関係)

<p>(表紙)</p> <p>縦シートの幅</p> <p>縦シートの高</p> <p>高 圧 ガ ス 製 造 設 施 安 葬 任 者 免 状</p>	<p>(表紙内側)</p> <p>主 任 者 の 心 構</p> <ol style="list-style-type: none"> 第一種施設主任者は、常に製造ガス施設管理に専念し、施設に関する免状に拘束されること。 第二種施設主任者は、常に製造ガス施設管理に専念し、必要時の施設長の職務の代行に備えること。 免状に関する施設について職務を行うときは、必ず本施設を管理すること。 本免状を所持し、施設に出入りするときは、所持の有無を申告すること。 本免状を他人に貸し出し、譲り渡さないこと。 本免状の記載事項を書き換えないこと、写真を貼り替えないこと。
--	--

様式第4 (第2条関係)

<p>(裏紙)</p> <p>縦シートの幅</p> <p>縦シートの高</p> <p>高 圧 ガ ス 製 造 設 施 安 葬 任 者 免 状</p> <p>高圧ガス製造施設(第2条)の規定によりこの免状を交付する。</p> <p>年 月 日 郵便物告知書</p>	<p>(裏紙内側)</p> <p>取 扱 事 項</p> <p>備 考</p>
---	---

備考 1 表紙は、黒色の紙、レター又はビーム製とし、文字は金色又は黒文字とする。
2 用紙は、併用とする。

様式第5 (第2条関係)

様式第5 (第2条関係)

高圧ガス販売主任者免状交付申請書	* 受験番号	年月日
	* 受験年月日	
	* 交付番号	
住 所		
氏名及び生年月日		
交付を受けようとする販売主任者免状の種類		
交付した試験の受験年月日		

年 月 日 氏 名
都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 *印の欄は記載しないこと。

様式第6 (第2条関係)

様式第6 (第2条関係)

高圧ガス販売主任者再免状交付申請書	* 受験番号	年月日
	* 受験年月日	
	* 交付番号	
住 所		
氏名及び生年月日		
販売主任者免状の種類及びその番号		
理 由		

年 月 日 氏 名
都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 *印の欄は記載しないこと。

様式第7 (第6条関係)

様式第7 (第6条関係)

講習終了証

番 号

氏 名
生 年 月 日

講習の種類
高圧ガス保安法に基づき高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規程第6条の規定によりこの講習証を交付する。

年 月 日

高圧ガス保安協会
保安講習機関 印

様式第8 (第10条関係)

様式第8 (第10条関係)

* 受験番号	* 受験年月日	収入印紙又は収入証紙 貼付しないこと。
高圧ガス製造保安責任者試験受験願書		
経済産業大臣 殿 (都道府県知事)		
受験者氏名		
受験しようとする試験の種類	受験地	
試験の免除の申請の有無	氏 名	生 年 月 日
氏 名	現 住 所	電 話
氏 名	連 絡 先	電 話
備考 *印の欄は記入しないこと。		
○ 写真票	* 受験番号	郵便社印
受験しようとする試験の種類	試験の免除の有無	郵便切手
試験の免除の有無	氏 名	0000 0000
氏 名	生年月日	(住所)
生年月日	年 月 日	* 選出人
写真	* 出欠	高圧ガス製造保安責任者試験
出願前6ヶ月以内に 縦横、正副、上半身を 撮影した縦6セ ンチメートル、横5 センチメートルの ものであって、本人 と確認できるもの を貼り付けること。	法令 管理 技術	受 験 票
撮影年月日	年 月 日	* 受験番号
備考 *印の欄は記入しないこと。		受験しようとする試験の種類
		試験の免除の申請の有無
		* 試験日時
		* 試験場
		備考 *印の欄は記入しないこと。

様式第9 (第10条関係)

＊受験番号 ＊受理年月日 年 月 日		収入印紙文 は収入印紙 (高印しな いこと。)		郵 票 郵便はがき 郵便切手	
高圧ガス販売主任者試験受験願書		＊受験番号 受験しよう とする試験 の種類		(住所)	
都道府県知事 殿 受験者氏名		試験の免除 の申請の有 無 ぶりがな 氏 名		(氏名)	
受験しようとする 試験の種類		試験の免除 の申請の有 無		＊差出人 高圧ガス販売主任者試験 受 験 票	
ぶりがな		生 年 月 日		＊受験番号 受験しよう とする試験 の種類	
氏 名		年 月 日		試験の免除 の申請の有 無	
現 住 所 (郵便番号)		電 話		＊試験日時	
進 路 先 (郵便番号)		電 話		＊試験場	
備考 ＊印の欄は記入しないこと。		写 真 出願前6ヶ月以内に 縦横、正面、上半身 を撮影した縦6セ ンチメートル、横5 センチメートルの ものであって、本人 と確認できるもの をはり付けること。		備考 ＊印の欄は記入しないこと。	
撮影年月日 年 月 日		＊出 欠 法 令 保安 管理 技 術		備考 ＊印の欄は記入しないこと。	
備考 ＊印の欄は記入しないこと。		撮影年月日 年 月 日		備考 ＊印の欄は記入しないこと。	
備考 ＊印の欄は記入しないこと。		備考 ＊印の欄は記入しないこと。		備考 ＊印の欄は記入しないこと。	

18センチメートル 8センチメートル 10センチメートル